

静岡県難病・小児慢性特定疾病等受給者管理システム  
再構築業務委託仕様書

令和7年6月

静岡県健康福祉部医療局疾病対策課

## 目次

第1章 概要		第7章 開発要件	
1 システム名称	3	1 作業体制	19
2 用語の定義	3	2 役割分担	19
3 調達の目的	4	3 業務管理	19
4 調達の範囲	4	4 開発場所等	20
5 期間	5	5 テスト要件	20
6 調達の方針	5	6 導入	20
7 成果物	6		
第2章 機能要件		第8章 教育・研修要件	
1 現行システム概要	7	1 研修に係る基本方針	21
2 システム共通機能	7	2 研修環境の構築	21
3 指定難病医療受給者管理システム	8	3 手引書の作成	21
4 特定疾患医療受給者管理システム	10	4 研修	21
5 小児慢性特定疾病受給者管理システム	13	5 システム管理者への業務説明	21
第3章 システム要件		第9章 保守要件	
1 基本的な考え方	16	1 稼働開始時の立ち会い	21
2 システム規模	16	2 業務委託期間中の運用支援	21
3 システム性能要件	16	3 委託期間終了後の保守	21
4 システム稼働時間要件	17		
5 ユーザーインターフェース要件	17	第10章 サービスレベル要件	
6 外字要件	17	1 サービス時間	22
7 処理方式	17	2 サービス稼働率	22
8 上位互換性	17	3 障害通知	22
9 拡張性要件	17		
第4章 セキュリティ要件		第11章 その他一般事項	
1 基本的な考え方	18	1 関係法令等	22
2 システムセキュリティ要件	18	2 その他	22
3 脆弱性対策	18		
第5章 稼働環境		<別紙>	
1 サーバ環境要件	18	別紙1 現行システム機能体系	
2 端末環境要件	18	別紙2 業務フロー	
		別紙3 情報連携仕様書	
第6章 データ移行		別紙4 出力帳票一覧	
1 データ移行基本方針	19	(附票：出力帳票サンプルデータ)	
2 移行対象データ	19	別紙5 情報処理基盤仕様	
3 移行スケジュール	19	別紙6 クライアント端末仕様	

## 第1章 概要

### 1 システム名称

指定難病医療受給者管理システム  
 特定疾患医療受給者管理システム  
 小児慢性特定疾病受給者管理システム

### 2 用語の定義

関係法令等で定められている用語のほか、本仕様書で使用する左欄用語の意味は、右欄に定めるとおりとする。

用語	意味
現行システム	現在静岡県が受給者証の発行・申請管理に利用している保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステムのサブシステムである「指定難病医療受給者管理システム」「特定疾患患者登録システム」「小児慢性特定疾病患者登録システム」のこと。
自治体中間サーバ	国等が設置、管理し、情報提供ネットワークシステムへ情報提供又は情報照会（情報連携）するためのシステム。「中間サーバ」と表記する場合もある。
団体内統合宛名番号	静岡県の自治体中間サーバで情報照会・情報提供するために個人を一意に識別するための番号であり、マイナンバーと1対1となるものをいう。単に「統合宛名番号」と表記する場合もある。
県庁クラウド	静岡県が運用する各業務システムのサーバ機器等を集約する全庁的な情報処理基盤（サーバ仮想化技術を用いた共通基盤）
統合宛名システム	静岡県が設置、管理する団体内統合宛名番号を交付及び管理するシステム
SDOネットワーク	『「しずおかデジタル・オフィス」ネットワーク運用管理要領』に定められた、静岡県が設置・管理する庁内LAN
SDO端末	職員に配備されたSDOネットワークに接続、利用できる端末。
SDO回線	静岡県におけるLGWAN系ネットワーク
マイナンバー回線	静岡県における個人番号事務系ネットワーク
専用端末	本システムを利用する目的で設置された端末。
職員	静岡県に勤務している職員。正規職員、会計年度任用職員のほか、派遣委託によりシステムを使用する者を含む。
難病・小慢DB	難病・小児慢性特定疾病に関する調査研究を目的に厚生労働省が運営するデータベース。詳細は、厚生労働省ホームページを確認のこと。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index_00004.html</a>
PMH	Public Medical Hub。デジタル庁が推進する医療費助成等におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組。マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用する。
PMHシステム	自治体・デジタル庁が運営する医療費助成等に係る情報登録と閲覧等を行う共通基盤。自治体が受給者資格情報を登録し、医療機関・薬局が資格情報を確認する。詳細は、デジタル庁ベンダー向け情報を確認のこと。 <a href="https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub">https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub</a>
静岡県特定疾患治療研究事業	静岡県が独自に指定する疾病に対して医療費の現物給付を行う事業。特定疾患医療受給者管理システム内で受給者を管理する。

### 3 調達の目的

本業務では、静岡県における公費負担医療受給者を管理する各システムについて、現在の環境や業務要件に合うようにシステムを再構築する。現行システムは、平成13年度から運用を行っているが、システムの老朽化、セキュリティ強化の必要性の問題に対応し、より高機能・高セキュリティなシステムを低コストで運用することを目的として、新システム導入を決定した。

再構築においては、運用保守費用を含めたトータルコストを削減するとともに、将来の制度改正を想定した拡張性、マイナンバー利用のための高い信頼性、安全性を確保し、業務の利便性向上、安定運営を実現することとする。

### 4 調達の範囲

本業務では、公費負担医療受給者管理システムの設計・開発、導入、データ移行等のシステム開発及び稼働開始にあたり必要となる手引書の作成、職員への操作説明を行うものとする。

本システムが稼働するサーバ機器の調達及び令和8年度以降の運用保守は、本調達には含まない。本業務による調達範囲及び範囲外の事項を下表に示す。

区分	調達の範囲	調達の範囲外
再構築	・本システムの設計、開発、テスト、導入 (設計には、移行設計、運用設計を含む)	・サーバ機器の調達、OS、ウイルス対策ソフトのインストール
データ移行	・現行システムから抽出したデータのシステムへの移行(レイアウト調整を含む)	・現行システムからのデータ抽出
運用	・動作確認 ・各種手引書の作成 ・操作説明会の実施 ・稼働開始時の運用支援(令和7年度中)	・左記以外の運用支援 ・令和8年度以降の運用保守
ハードウェア	・右記以外で必要となるハードウェア	・県庁クラウドで提供する仮想サーバ ・クライアント端末
ソフトウェア	・右記以外で必要となるソフトウェア、ライセンス ・県が提供したソフトウェアライセンスの設定	・県庁クラウドで提供する仮想サーバのOS(Windows Server 2019のみ)、ウイルス対策ソフトのライセンス提供
ネットワーク	・ネットワーク設定	・県庁クラウド及び庁内LANで提供するネットワーク回線 ・ケーブル敷設、スイッチングハブ
クライアント端末	—	・クライアント端末の調達、標準ソフト(別記)のライセンス提供 ・クライアント端末の運搬、動作確認 ・二要素認証に必要となる機器の調達 ・システム利用に必要となるソフトウェア、ドライバ、端末情報の設定変更(別途契約予定)
システム連携	・連携先となる「統合宛名システム」との情報連携ファイルの設定 ・連携先となる「住民基本台帳ネットワークシステム」との情報連携ファイルの設定	・連携先となる「統合宛名システム」の設定 ・連携先となる「PMHシステム」との情報連携ファイルの設定(別途契約予定)

## 5 期間

(1) 業務委託の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(2) システム運用開始日は、令和8年3月23日とする。事業スケジュールを実現する構築スケジュールについての詳細は、受託者が委託業務実施計画書において明示すること。

なお、想定されるスケジュールは以下のとおり。

区分	2025										2026						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4				
システム構築					★契約			要件定義・基本設計			詳細設計・製造			総合/運用テスト		移行	
端末					★契約			機器調達		接続協議		機器設定				研修	★稼働
回線					★契約			設置工事									

## 6 調達の方針

本システムには、高い信頼性、安全性とともに、利用者にわかりやすい表示、操作が求められる。

### (1) 現行資産の刷新

現行システムの長期間使用と度重なる改修により、現行資産の構造が複雑化していることから、現行システムの改修は行わず、既存のパッケージソフトウェアを用いて構築することを前提とする。

### (2) 実績豊富なシステム

当該業務を行っている複数の地方自治体において利用されているパッケージソフトウェアをベースとしたシステム構築を行うことを想定しており、調達コストならびに職員の作業負担の軽減を図るものとする。

### (3) 県庁クラウドの利用

静岡県情報処理基盤上での導入を前提としているため、ASPやSaaSによるソフトウェアの提供は不可とする。

### (4) 信頼性の高いシステムの実現

本システムでは、マイナンバーを含む機密性が高い個人情報を取り扱うことから、マイナンバー回線上で構築することとし、ウイルスや外部からの侵入、事故又は悪意によるデータ破壊・漏洩等に対する防御が可能であり、セキュリティの高いシステムとすること。

## 7 成果物

### (1) 納入ドキュメント

開発における各種納入ドキュメントは、下表のとおりとする。納入ドキュメントの内容については静岡県とあらかじめ協議し、その承認を受けた後に、指定された様式等で作成、納品すること。

成果物	納入形式	納入期限
業務実施計画書	紙1部、電子ファイル	契約締結後2週間以内
打合せ記録	電子ファイル	打合せ実施後
テスト実施計画書	紙1部、電子ファイル	業務実施計画書内にスケジュールを記載することとし、静岡県と協議の上、納入期限を決定するものとする。
データ移行計画書	紙1部、電子ファイル	
画面設計書	紙1部、電子ファイル	
帳票設計書	紙1部、電子ファイル	
データベース・ファイルレイアウト	電子ファイル	
運用設計書	紙1部、電子ファイル	
運用手順書	紙1部、電子ファイル	
操作手引書	紙1部、電子ファイル	
テスト結果報告書	紙1部、電子ファイル	
データ移行結果報告書	紙1部、電子ファイル	
プログラム一式	電子ファイル	令和8年3月23日
保証書、ライセンス証書	紙1部、電子ファイル	

### (2) その他

- ・電子ファイルは、アプリケーションを除き、原則PDF形式又はオフィス形式とする。
- ・電子ファイルは、各成果物毎に、協議により決定した納入期限までに承認を受けた後、令和8年3月23日までに電子媒体（CD-R又はDVD-R）により納品すること。
- ・紙媒体の用紙サイズは、A4用紙を原則とする。図表等は必要に応じてA3用紙を使用すること。

## 第2章 機能要件

### 1 現行システム概要

別紙1「現行システム機能体系」のとおり。ただし、本調達において必ずしも現行システムの機能体系を踏襲する必要はない。

### 2 システム共通機能

区分	No.	内 容
共通機能	1-01	利用者ごとに権限設定ができ、機能ごとの使用制限がかけられること。
	1-02	利用者ごとパスワードの設定、変更が可能であること。
	1-03	データ更新や閲覧の各処理がネットワークを介してリアルタイムにできること。データ更新においては、データ単位で排他処理が可能であること。
	1-04	各種コードの追加・修正が可能なマスタメンテナンス機能を有すること。
	1-05	検索画面では、部分一致でのデータ検索が可能であること。
	1-06	利用者 ID 毎に識別可能なアクセスログを保持できること。
画面表示	2-01	画面の視認性に配慮し、業務内容に沿ったメニュー配置であること。
	2-02	データ更新、検索、帳票出力の処理中には、処理中であることを表示すること。
	2-03	必須入力項目が画面上で識別できること。
	2-04	入力エラーがある場合は、画面上にエラー項目を強調表示できること。
	2-05	ドロップダウンリストやカレンダー入力により、文字入力を省力化できること。
出力機能	3-01	台帳データの全ての項目を出力条件を指定してエクセル又は CSV 形式で出力できること。
	3-02	検索結果などの一覧画面に表示される内容をエクセル又は CSV 形式で出力できること。
	3-03	帳票は PDF 形式で出力できること。
情報連携機能	4-01	自治体中間サーバに対して、統合宛名システムを介して、副本登録が可能であること。
	4-02	自治体中間サーバとの情報連携は、全て統合宛名システムを介して行うこと。
	4-03	統合宛名システムと連携し、宛名登録、情報提供、情報照会ができること。なお、統合宛名システムとの連携方式、データレイアウト等は、統合宛名システムの仕様に従うこと。
	4-04	住民基本台帳ネットワークシステムに対して情報照会を行うファイルを出力できること。
	4-05	情報照会及び情報提供の履歴を保持できること。
	4-06	PMHシステムとの情報連携機能の追加が可能なこと。なお、機能追加について、落札業者との別途契約を想定している。

### 3 指定難病医療受給者管理システム

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）に基づき、指定難病の患者に対して、特定医療費の支給認定、受給者証の発行等を行う。

#### (1) 業務の流れ

別紙 2 「業務フロー」のとおり

#### (2) 業務機能

区分	No.	内 容
新規申請	1-01	次の項目を管理できること。 受給者情報「受給者番号」「受給者氏名」「受給者氏名カナ」「生年月日」「年齢」「郵便番号」「住所」「電話番号」「個人番号」「統合宛名番号」
	1-02	加入医療保険情報「保険種別」「保険者名」「記号・番号」「適用区分」「被保険者氏名」「被保険者氏名カナ」
	1-03	申請者情報「申請者氏名」「申請者氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」
	1-04	問合せ先情報（項目は「問合せ先氏名」「問合せ先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」が記載できることが望ましい。）
	1-05	送付先情報「送付先氏名」「送付先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」「特記事項」「別送の有無」
	1-06	申請者情報・問合せ先情報・送付先情報は、受給者情報から複写入力ができることが望ましい。
	1-07	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。 （市町村コードは、中間サーバへの情報照会先の設定に使用することを想定）
	1-08	疾患情報「疾患番号」「疾患枝番号」「疾患名」「診断年月日」「アクセスキー」 （診断年月日：支給開始日の判断基準となる日付）
	1-09	負担上限月額情報「軽減区分」「本人年収」「生活保護情報」「氏名」「続柄」「市町村民税額」「負担上限月額」「按分後負担上限月額」なお、負担上限月額は、軽減区分・本人年収・市町村民税額から自動判定できることが望ましい。
	1-10	その他情報「研究利用同意フラグ」「要支援者フラグ」「特記事項」
	1-11	登録者証情報「受理年月日」「有効期間開始年月日」
	1-12	医療機関情報「医療機関名」「指定医療機関番号」「郵便番号」「所在地」「電話番号」
	1-13	日付管理「受理年月日」「交付年月日」「給付開始年月日」「有効期間」
	1-14	申請の審査状態に関する決裁管理機能を有すること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。
	1-15	新規認定の場合、疾患番号に基づき受給者番号の自動採番ができること。
	1-16	支給認定基準世帯員の個人番号が管理できること。
	1-17	複数疾患情報が管理できること。
	1-18	転入新規フラグが管理できること。
	1-19	受給者証を出力できること。
	1-20	受給者情報を条件検索し、一覧画面表示ができること。
	1-21	受給者情報を条件検索した結果をエクセル又は CSV 形式で出力できること。
	1-22	情報連携で取得した氏名、住所、課税情報、加入医療保険情報を、任意に受給者台帳へ反映できる機能があることが望ましい。

変更申請	2-01	新規申請と同様の項目が管理できること。
	2-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	2-03	変更申請の入力中であっても、変更前の受給者証を出力できること。
	2-04	変更理由が管理できること。
	2-05	申請の決裁管理ができること。
	2-06	履歴情報を保持できること。
	2-07	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。
記載事項 変更届	3-01	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	3-02	履歴情報を保持できること。
	3-03	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。
更新申請	4-01	新規申請と同様の項目が管理できること。
	4-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	4-03	変更申請と更新申請が同時に管理できること。
	4-04	更新申請の入力中であっても、更新前の受給者証を出力できること。
	4-05	申請の決裁管理ができること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。
	4-06	履歴情報を保持できること。
	4-07	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。
再交付	5-01	既存台帳情報を表示し、交付年月日の上書き入力ができること。
	5-02	申請の決裁管理ができること。
	5-03	履歴情報を保持できること。
失効	6-01	既存台帳情報を表示し、失効・資格喪失情報を入力できること。
	6-02	失効理由を入力できること。
登録者証	7-01	患者台帳情報から検索表示ができること。
	7-02	登録者証情報を管理できること。
	7-03	履歴情報を保持できること。
	7-04	登録者証を出力できること。
指定医	8-01	次の項目を管理できること。 「指定医氏名」「指定医氏名カナ」「郵便番号」「指定医住所」「指定医番号」「指定医区分」「主たる勤務先名称」「主たる勤務先所在地」「従たる勤務先名称」「診療科」「従たる勤務先所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医籍登録番号」「医籍登録年月日」「専門医資格」「学会名」「指定医研修の名称」「指定医研修修了日」「特記事項」
	8-02	勤務先情報は、指定医療機関情報から引用入力できることが望ましい。
	8-03	日付管理「当初指定年月日」「有効期間」
	8-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。
	8-05	指定状態を管理できること。
	8-06	履歴情報を保持できることが望ましい。
	8-07	有効期間等を指定した指定医療医の条件検索、データ抽出が可能であること。
	8-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。
指定医療 機関	9-01	医療機関マスタを設け、次の項目を管理できること。 「医療機関名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医療機関コード」「指定医療機関番号」「指定医療機関区分」「診療科名」
	9-02	開設者情報「名称」「郵便番号」「所在地」「代表者職氏名」「電話番号」
	9-03	日付管理「当初指定年月日」「有効期間」「廃止年月日」「休止年月日」

	9-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。
	9-05	指定状態を管理できること。
	9-06	履歴情報を保持できることが望ましい。
	9-07	有効期間等を指定した指定医療機関の条件検索、データ抽出が可能であること。
	9-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。
医療費 情報	10-1	受給者番号をキーに、医療費情報の管理ができること。
	10-2	国民健康保険連合会、診療報酬支払基金の連名簿データの取込が行えること。
	10-3	期間や疾患番号等を指定した医療費の条件検索、データ抽出ができること。
	10-4	医療費情報集計結果のエクセル又はCSV出力ができること。
情報連携	11-1	<p>番号法に基づく特定個人情報の情報照会の依頼データが出力できること。          なお、データレイアウトは別紙3「情報連携仕様書」及びデジタル庁「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項」</li> <li>・「2 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」</li> <li>・「15 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「17 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」</li> <li>・「52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」</li> <li>・「83 難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」</li> </ul>
	11-2	<p>番号法に基づく特定個人情報の副本登録用のデータを抽出できること。          なお、データレイアウトは別紙3「情報連携仕様書」を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「82 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」</li> <li>・「82 指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」</li> </ul>
	11-3	PMH対応のため、受給者証情報の副本登録を行う場合、対応が可能であること。 (別契約でのシステム改修を想定)
マスタ 管理	12-1	疾患情報「疾患名」「疾患番号」のマスタ管理ができること
	12-2	保険者情報「保険者名」「保険者種別」のマスタ管理ができること。
	12-3	市町村民税額、本人年収に応じた階層区分のマスタ管理ができること。
	12-4	階層区分、軽減区分に応じた負担上限月額のマスタ管理ができること。
	12-5	その他、各種コードのマスタ管理ができること。
帳票出力	13-1	別紙4「出力帳票一覧」に示す帳票が出力できること。 なお、参考に現行帳票の様式を示すが、詳細は静岡県と協議の上決定すること。
	13-2	決裁日、申請種別等を選択して、交付者一覧表、受給者証が出力できること。
	13-3	番号法に基づく特定個人情報の情報照会結果を帳票として出力できること。
	13-4	災害時要援護者支援情報を管理するリストが出力できることが望ましい。

#### 4 特定疾患医療受給者管理システム

特定疾患治療研究事業（難病法の施行前に、特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日公衆衛生局長通知）で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾患について医療費の負担軽減を図る事業）、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（平成17年4月1日健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知に基づき実施される事業）及び静岡県特定疾患治療研究事業の対象患者について、医療の給付の申請管理、受給者証の発行等を行う。

##### (1) 業務の流れ

別紙2「業務フロー」のとおり

##### (2) 業務機能

区分	No.	内 容
新規申請	1-01	次の項目を管理できること。 受給者情報「受給者番号」「受給者氏名」「受給者氏名カナ」「生年月日」「年齢」「郵便番号」「住所」「電話番号」
	1-02	加入医療保険情報「保険種別」「保険者名」「記号・番号」「適用区分」「被保険者氏名」「被保険者氏名カナ」
	1-03	申請者情報「申請者氏名」「申請者氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」
	1-04	問合せ先情報（項目は「問合せ先氏名」「問合せ先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」が記載できることが望ましい。）
	1-05	送付先情報「送付先氏名」「送付先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」「特記事項」なお、「別送の有無」を管理できることが望ましい。
	1-06	申請者情報・問合せ先情報・送付先情報は、受給者情報から複写入力ができることが望ましい。
	1-07	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。
	1-08	疾患情報「疾患番号」「疾患名」
	1-09	負担上限月額情報「軽減区分」「本人年収」「生活保護フラグ」「氏名」「続柄」「市町村民税額」「負担上限月額」「按分後負担上限月額」なお、負担上限月額は、軽減区分・本人年収・市町村民税額から自動判定できることが望ましい。
	1-10	医療機関情報「医療機関名」「指定医療機関番号」「郵便番号」「所在地」「電話番号」
	1-11	日付管理「受理年月日」「交付年月日」「有効期間」
	1-12	申請の審査状態に関する決裁管理機能を有すること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。
	1-13	新規認定の場合、疾患番号に基づき受給者番号の自動採番ができること。
	1-14	転入新規フラグが管理できることが望ましい。
	1-15	受給者証を出力できること。
	1-16	受給者情報を条件検索し、一覧画面表示ができること。
	1-17	受給者情報を条件検索した結果をエクセル又はCSV形式で出力できること。
変更申請	2-01	新規申請と同様の項目が管理できること。
	2-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	2-03	変更申請の入力中であっても、変更前の受給者証を出力できること。
	2-04	変更理由が管理できること。

	2-05	申請の決裁管理ができること。
	2-06	履歴情報を保持できること。
記載事項 変更届	3-01	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	3-02	履歴情報を保持できること。
	3-03	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。
更新申請	4-01	新規申請と同様の項目が管理できること。
	4-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	4-03	変更申請と更新申請が同時に管理できること。
	4-04	更新申請の入力中であっても、更新前の受給者証を出力できること。
	4-05	申請の決裁管理ができること。なお、複数選択を行い、一括決裁が可能なこと。
	4-06	履歴情報を保持できること。
	4-07	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。
再交付	5-01	既存台帳情報を表示し、交付年月日の上書き入力ができること。
	5-02	申請の決裁管理ができること。
	5-03	履歴情報を保持できること。
失効	6-01	既存台帳情報を表示し、失効・資格喪失情報を入力できること。
	6-02	失効理由を入力できること。
契約医療 機関	7-01	医療機関マスタを設け、次の項目を管理できること。 「医療機関名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医療機関 コード」「契約医療機関番号」「医療機関区分」「診療科名」「契約区分」
	7-02	開設者情報「名称」「郵便番号」「所在地」「代表者職氏名」「電話番号」
	7-03	日付管理「当初契約年月日」「有効期間」「廃止年月日」「休止年月日」
	7-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。
	7-05	指定状態を管理できること。
	7-06	履歴情報を保持できることが望ましい。
	7-07	有効期間等を指定した契約医療機関の条件検索、データ抽出が可能であること。
	7-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。
医療費 情報	8-01	受給者番号をキーに、医療費情報の管理ができること。
	8-02	国民健康保険連合会、診療報酬支払基金の連名簿データの取込が行えること。
	8-03	期間や疾患番号等を指定した医療費の条件検索、データ抽出ができること。
	8-04	医療費情報集計結果のエクセル又はCSV出力ができること。
マスタ 管理	9-01	疾患情報「疾患名」「疾患番号」のマスタ管理ができること
	9-02	保険者情報「保険者名」「保険者種別」のマスタ管理ができること。
	9-03	市町村民税額、本人年収に応じた階層区分のマスタ管理ができること。
	9-04	階層区分、軽減区分に応じた負担上限月額のマスタ管理ができること。
	9-05	その他、各種コードのマスタ管理ができること。
帳票出力	10-1	別紙4「出力帳票一覧」に示す帳票が出力できること。 なお、参考に現行帳票の様式を示すが、詳細は静岡県と協議の上決定すること。
	10-2	決裁日、申請種別等を選択して、交付者一覧表、受給者証が出力できること。
情報連携	11-1	PMH対応のため、受給者証情報の副本登録を行う場合、対応が可能であることが望ましい。(別契約でのシステム改修を想定)

## 5 小児慢性特定疾病受給者管理システム

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、小児慢性特定疾病の患者に対して、特定医療費の支給認定、受給者証の発行等を行う。

### (1) 業務の流れ

別紙 2 「業務フロー」のとおり

### (2) 業務機能

区分	No.	内 容
新規申請	1-01	次の項目を管理できること。 受給者情報「受給者番号」「受給者氏名」「受給者氏名カナ」「生年月日」「年齢」「郵便番号」「住所」「電話番号」「個人番号」「統合宛名番号」「メモ欄」 受給者氏名、受給者カナについては、入力可能字数が 30 字ほどはあることが望ましい。
	1-02	加入医療保険情報「保険種別」「保険者名」「記号・番号」「適用区分」「被保険者氏名」「被保険者氏名カナ」
	1-03	申請者情報「申請者氏名」「申請者氏名カナ」「受診者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」
	1-04	問合せ先情報（項目は「問合せ先氏名」「問合せ先氏名カナ」「受給者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」が記載できることが望ましい。）
	1-05	送付先情報「送付先氏名」「送付先氏名カナ」「受診者との関係」「郵便番号」「住所」「電話番号」「特記事項」なお、「別送の有無」が管理できることが望ましい。
	1-06	申請者情報・問合せ先情報・送付先情報は、受給者情報から複写入力ができることが望ましい。
	1-07	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。
	1-08	疾患情報「疾患番号」「疾患枝番号」「疾患名」「診断年月日」
	1-09	負担上限月額情報「軽減区分」「本人年収」「生活保護情報」「氏名」「続柄」「市町村民税額」「負担上限月額」「按分後負担上限月額」 負担上限月額は、軽減区分・本人年収・市町村民税額から自動判定できることが望ましい。
	1-10	その他情報「特記事項」
	1-11	登録者証情報「受理年月日」「有効期間開始年月日」
	1-12	医療機関情報「医療機関名」「指定医療機関番号」「郵便番号」「所在地」「電話番号」
	1-13	日付管理「受理年月日」「交付年月日」「給付開始年月日」「有効期間」
	1-14	申請の審査状態に関する決裁管理機能を有すること。
	1-15	新規認定の場合、疾患番号に基づき受給者番号の自動採番ができること。
	1-16	支給認定基準世帯員の個人番号が管理できること。
	1-17	複数疾患情報が管理できること。
	1-18	転入新規フラグが管理できること。
	1-19	受給者証を出力できること。
	1-20	受給者情報を条件検索し、一覧画面表示ができること。
	1-21	受給者情報を条件検索した結果をエクセル又は CSV 形式で出力できること。 なお、出力されたデータには決裁状況欄を作成すること。
	1-22	情報連携で取得した氏名、住所、課税情報、加入医療保険情報を、任意に受給者

		台帳へ反映できる機能があることが望ましい。
変更申請	2-01	新規申請と同様の項目が管理できること。
	2-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	2-03	変更申請の入力中であっても、変更前の受給者証を出力できること。
	2-04	変更理由が管理できること。
	2-05	申請の決裁管理ができること。
	2-06	履歴情報を保持できること。
記載事項 変更届	3-01	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	3-02	履歴情報を保持できること。
	3-03	加入医療保険の変更があった場合、保険者照会用データを出力できること。
更新申請	4-01	新規申請と同様の項目が管理できること。
	4-02	既存台帳情報を表示し、変更項目について上書き入力ができること。
	4-03	変更申請と更新申請が同時に管理できること。
	4-04	更新申請の入力中であっても、更新前の受給者証を出力できること。
	4-05	申請の決裁管理ができること。
	4-06	履歴情報を保持できること。
再交付	5-01	既存台帳情報を表示し、交付年月日の上書き入力ができること。
	5-02	申請の決裁管理ができること。
	5-03	履歴情報を保持できること。
失効	6-01	既存台帳情報を表示し、失効・資格喪失情報を入力できること。
	6-02	失効理由を入力できること。
登録者証	7-01	患者台帳情報から検索表示ができること。
	7-02	登録者証情報を管理できること。
	7-03	履歴情報を保持できること。
	7-04	登録者証を出力できること。
指定医	8-01	次の項目を管理できること。 「指定医氏名」「指定医氏名カナ」「郵便番号」「指定医住所」「指定医番号」「指定医区分」「主たる勤務先名称」「主たる勤務先所在地」「従たる勤務先名称」「診療科」「従たる勤務先所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医籍登録番号」「医籍登録年月日」「専門医資格」「学会名」「指定医研修の名称」「指定医研修修了日」「特記事項」
	8-02	勤務先情報は、指定医療機関情報から引用入力できることが望ましい。
	8-03	日付管理「当初指定年月日」「有効期間」
	8-04	郵便番号または住所から、市町村コードを自動設定できることが望ましい。
	8-05	指定状態を管理できること。
	8-06	履歴情報を保持できることが望ましい。
	8-07	有効期間等を指定したデータ抽出が可能であること。
	8-08	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。
指定医療 機関	9-01	次の項目を管理できること。 「医療機関名称」「郵便番号」「所在地」「電話番号」「メールアドレス」「医療機関コード」「指定医療機関番号」「指定医療機関区分」「診療科名」
	9-02	開設者情報「名称」「郵便番号」「所在地」「代表者職氏名」「電話番号」
	9-03	日付管理「申請年月日」「指定年月日」「有効期間」「変更年月日」「更新年月日」「辞退年月日」「廃止年月日」「休止年月日」「取消年月日」

	9-04	指定状態を管理できること。
	9-05	履歴情報を保持できることが望ましい。
	9-06	有効期間等を指定したデータ抽出が可能であること。
	9-07	検索結果を一覧画面表示できること。また、エクセル又はCSV出力できること。
医療費 情報	10-1	受給者番号をキーに、医療費情報の管理ができること。
	10-2	国民健康保険連合会、診療報酬支払基金の連名簿データの取込が行えること。
	10-3	医療費の条件検索ができること。
	10-4	医療費のエクセル又はCSV出力ができること。
情報連携	11-1	<p>番号法に基づく特定個人情報の情報照会の依頼データが出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項」</li> <li>・「2 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」</li> <li>・「15 生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「17 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの」</li> <li>・「31 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」</li> <li>・「52 国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報」</li> <li>・「23 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報」</li> <li>・「78 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報」</li> </ul>
	11-2	<p>番号法に基づく特定個人情報の副本登録用のデータを抽出できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「23 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報」</li> <li>・「78 児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報」</li> </ul>
	11-3	PMH対応のため、受給者証情報の副本登録を行う場合、対応が可能であること。（別契約でのシステム改修を想定）
マスタ 管理	12-1	疾患情報「疾患名」「疾患番号」のマスタ管理ができること
	12-2	保険者情報「保険者名」「保険者種別」のマスタ管理ができること。
	12-3	市町村民税額、本人年収に応じた階層区分のマスタ管理ができること。
	12-4	階層区分、軽減区分に応じた負担上限月額のマスタ管理ができること。
	12-5	その他、各種コードのマスタ管理ができること。
帳票出力	13-1	別紙4「出力帳票一覧」に示す帳票が出力できること。 なお、参考に現行帳票の様式を示すが、詳細は静岡県と協議の上決定すること。
	13-2	決裁日、申請種別等を選択して、交付者一覧表、受給者証が出力できること。
	13-3	番号法に基づく特定個人情報の情報照会結果を帳票として出力できること。
	13-4	災害時要援護者支援情報を管理するリストが出力できることが望ましい。

### 第3章 システム要件

#### 1 基本的な考え方

本システムは、静岡県情報処理基盤上に仮想サーバとして構築を行う。

静岡県からライセンス提供が可能である Windows Server 2019 での稼働を想定しているが、オープンソースを含め、その他の OS の採択を妨げるものではない。ただし、その場合県からのライセンスの提供はできない。

#### 2 システム規模

項目		内容	備考
利用所属		本庁2所属（疾病対策課、こども未来課） 出先9箇所（各保健所、支所）	
想定利用者数		約100人	
想定同時アクセス数		約30人	
処理件数等	指定難病	年間申請件数 : 約20,000件/年 現行受給者数 : 約18,000件 現行受給者台帳データ件数 : 約55,000件 現行医療機関データ件数 : 約7,000件 年間医療費データ件数 : 約200,000件/年	データ件数は、有効期限切れを含む
	特定疾患	年間申請件数 : 約1,000件/年 現行受給者数 : 約1,000件 現行受給者台帳データ件数 : 約67,000件 現行医療機関データ件数 : 約3,500件 年間医療費データ件数 : 約5,000件/年	
	小児慢性特定疾病	年間申請件数 : 約1,300件/年 現行受給者数 : 約1,100件 現行受給者台帳データ件数 : 約3,000件 現行医療機関データ件数 : 約1,300件 年間医療費データ件数 : 約18,000件/年	

#### 3 システム性能要件

##### (1) オンライン処理性能

オンライン処理の性能は、庁内ネットワーク環境において1台の職員端末で利用する場合に3秒以内を目標とすること。また、アクセス集中時（30人が同時接続した場合）であっても、5秒以内を目標とすること。

ただし、大量データの検索、帳票作成処理など、通常機能よりも処理時間が長くなることが想定される処理については、静岡県が認めた場合は要件を満たすものとする。

##### (2) バッチ処理性能

バッチ処理を行う場合のレスポンスについては、静岡県との協議により適切なレスポンスタイムを決定するものとする。

##### (3) バックアップ性能

ア 静岡県が提供する仮想サーバのバックアップ運用を踏まえ、適切な時点でディスク等へのバックアップを行うことができること。

イ 日次定例バックアップについては、スケジューリングにより自動実行が可能なこと。

ウ 故障発生時のリストアについては、故障発生認識時から1日以内を目標とすること。

#### 4 システム稼働時間要件

- (1) システムは、データ等バックアップ、システムメンテナンスにおける時間を除き、年間を通じて稼働させること。
- (2) 本システムのオンライン稼働時間は、繁忙期において8:00~22:00に対応できること。
- (3) サーバの起動及び終了は、スケジューリングにより自動実行できること。

#### 5 ユーザーインターフェース要件

本システムは、人事異動等により操作に不慣れな職員が利用するため、操作性については直感的でわかりやすいと判断できるデザインが求められる。

画面設計は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 操作性、画面構成、画面遷移、ボタン等に統一感があり、ユニバーサルデザインを考慮していること。
- (2) ユーザー権限により利用可能な機能が制限できること。
- (3) エラーが発生した場合は、原因が特定できるエラーメッセージが表示できること。
- (4) 必須入力項目が画面上で識別できること。
- (5) 日付入力は、カレンダー入力が可能であること。

#### 6 外字要件

本システムにおいて使用する文字の範囲は JIS X 0213 とし、外字は使用しない。

#### 7 処理方式

- (1) システムは、端末に特定のソフトウェア等を必要としない Web アプリケーションとすること。  
やむを得ず、クライアントにて専用モジュールを利用する場合には、専用モジュールのインストールや更新を自動化するなど、職員の負担を軽減する仕組みを導入すること。この場合、クライアント環境の構築に係る費用（プログラムの開発、インストーラーの作成）は受託者の負担とする。
- (2) 端末のブラウザの切替えやバージョンアップが発生した場合でも、大規模な改修を要しないよう、ブラウザの独自機能を極力使用しないなど、特定のブラウザに依存しない方式で構築すること。
- (3) 将来のシステム移行が可能となるよう、本システムの利用終了後にデータ移行が可能となるよう、CSV 形式等の汎用形式でデータ出力できること。
- (4) データベース管理システムについては、オープンソースソフトウェアの使用等、導入コスト及び運用コストの低減を考慮すること。なお、Oracle の使用は認めない。

#### 8 上位互換性

構築期間中に本システムを構成する OS やミドルウェア等のバージョンアップが必要となった場合は、静岡県と協議の上、本調達の範囲内として当該作業を実施すること。ただし、対応が困難であることが予想される場合については、この限りではない。

#### 9 拡張性要件

- (1) 法改正等に伴う改修を加えやすいよう、主要な項目や数値はパラメータで変更できること。  
(自己負担上限額の計算に係る「年収」「住民税」「軽減区分毎の基準額」等を想定)
- (2) 利用者数の対象拡大やデータ量の増加に備え、十分な拡張性が確保されること。
- (3) 拠点やクライアントの将来的な増設時には、パッケージソフトウェアの利用に係る追加費用が発生しないこと。

## 第4章 セキュリティ要件

### 1 基本的な考え方

本システムでは、マイナンバーを含む機密性が高い個人情報を取り扱うことから、適正な個人情報保護及びセキュリティ対策を行うこと。

### 2 システムセキュリティ要件

- (1) 利用者認証は、ユーザ ID・パスワードでの認証を行う。パスワードは利用者により変更が可能であること。
- (2) 専用端末からのログイン方法は、静岡県が用意する静脈認証を加えた2要素認証とする。
- (3) SDO端末からのログイン方法は、別に静岡県と協議して決定する。
- (4) 利用者毎に異なる権限設定を可能とし、権限毎に利用可能な機能を表示する。なお、対象権限は、「システム管理者」「業務管理者」「業務担当者」「入力担当者」を想定している。
- (5) アクセス履歴、操作履歴、データ出力履歴、外部システム連携情報履歴をサーバ上に保持し、必要に応じて検査・確認ができること。
- (6) 各履歴は、5年間分以上を保持できること。

### 3 脆弱性対策

導入するミドルウェア等について、最新のパッチを適用し、脆弱性を排除すること。

## 第5章 稼働環境

### 1 サーバ環境要件

- (1) 静岡県情報処理基盤上にゲスト OS として構築すること。静岡県情報処理基盤の仕様及びリソースは、別紙5「静岡県情報処理基盤仕様」のとおり。
- (2) システム導入の際には、電子県庁課との協議が必要である。仮想サーバ設置協議に係る申請書類の準備等は、受託者にて行うこと。
- (3) 仮想サーバ設置に係る作業分担は次のとおり。

電子県庁課による作業	受託者による作業
① 仮想サーバの作成 ② Windows のインストール ③ 最低限のネットワーク設定 (IP アドレス・ゲートウェイ設定、コンピュータ名設定、DNS 設定、ドメイン登録) ④ ウイルス対策ソフトのインストール ⑤ 仮想ディスク全体のバックアップ設定	左記作業実施後に必要な設定作業

### 2 端末環境要件

クライアント端末は、SDO 端末及び専用端末を利用する。各端末の仕様は、別紙6「クライアント端末仕様」のとおり。

なお、専用端末のネットワーク接続には、電子県庁課による審査が必要である。端末接続協議に係る申請書類の準備等は、受託者にて行うこと。

## 第6章 データ移行

### 1 データ移行基本方針

- (1) 受託者が主体となり、現行システム保守事業者と確認を行い、業務に影響を与えないようにデータ移行に関する作業を行うこと。
- (2) 受託者がデータ移行計画書を作成し、これに基づき移行用プログラム・ツールを準備し、可能な限り自動的かつ効率的に実施できるようにすること。
- (3) データ移行作業及び移行データの検証結果を、データ移行報告書として提出すること。

### 2 移行対象データ

- (1) 移行対象データは、本システムに必要とされるマスタデータ等である。移行ができないと判断されたマスタデータ等や本システムに新たに必要となったデータは、静岡県と協議の上、データ入力等別の手法により対応すること。なお、移行対象となる台帳データは、基準日時点で有効又は処理中の申請データとし、履歴情報については移行を要さない。
- (2) 移行対象データの抽出は、静岡県が委託する現行システム保守事業者が行う。現行システム保守事業者は、編集せずデータを抽出し、データベース定義書とともに受託者へ提供する。受託者は、必要なデータのコンバート等を行った上でデータ移行を実施すること。

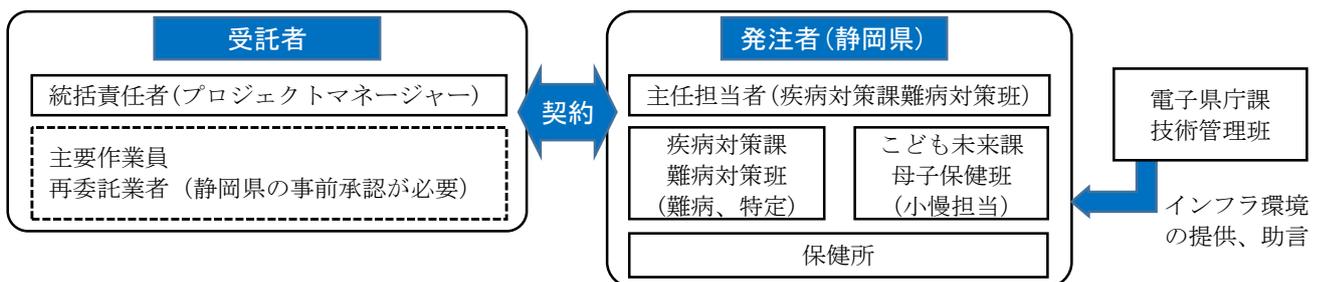
### 3 移行スケジュール

- (1) 現行システムから次期システムへの移行スケジュールは、静岡県と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 構築期間中に、現行システムのデータをサンプルデータとして抽出し、受託者に提供する。受託者は、データ移行ツールの作成、各種テスト、稼働検証を行う。

## 第7章 開発要件

### 1 作業体制

本調達における作業体制は、以下のとおり。



### 2 役割分担

- (1) 受託者は、プロジェクト管理、成果物の作成、関係者との調整に必要な資料作成、会議記録の作成等、本調達に基づく役務を提供する。
- (2) 受託者は、受託者と県職員の作業範囲を明確にした上で、県職員の負担軽減に努めること。

### 3 業務管理

- (1) 受託者は、契約締結後2週間以内に業務実施計画書を静岡県に提出すること。また、業務実施計画書の内容について説明し、静岡県の承認を得ること。
- (2) 業務実施計画書には、次の内容を記載すること。
  - ・業務体制図(外部委託を含む。)

- ・スケジュール
- ・各成果物の納入時期
- ・情報セキュリティ対策
- ・進捗管理の方法
- ・品質管理の方法、品質目標
- ・課題管理の方法
- ・リスク管理の方法
- ・変更管理の方法

- (3) 受託者は、統括責任者を選任し、業務管理を実施すること。
- (4) 統括責任者は、本調達と同規模以上のシステム開発に係るプロジェクトマネジメントの経験を有すること。
- (5) 受託者は、業務実施計画書に基づき進捗管理を行い、月次を基本として進捗状況を報告すること。
- (6) 本システムの品質を維持するため、開発工程において品質管理を行い、それに関連する成果物を県に提示すること。

#### 4 開発場所等

- (1) 開発に必要な場所、機器及びソフトウェア等、本業務に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
- (2) 本番環境と同環境で実施する必要がある業務を履行するにあたり、必要な場合は、静岡県が指定する県庁舎内の作業場所で行うこと。これらの業務に当たっては、県が提供する機器等を使用して業務を行うことができる。

#### 5 テスト要件

- (1) 受託者は、テスト実施計画書を作成し、静岡県の承認を得ること。
- (2) テスト実施計画書には、次の内容を記載すること。
  - ・テスト範囲
  - ・テスト環境
  - ・スケジュール
  - ・品質基準
- (3) 開発対象システムの各機能が正常に稼働することはもちろん、他システムとの連携の検証や、実業務に即したシナリオに基づいた検証も実施すること。また、障害時を想定した復旧テスト、セキュリティや性能等に関するテストを行うこと。
- (4) 単体テスト、結合テスト、総合テスト実施環境は、受託者が用意する開発環境を使用すること。
- (5) 職員が行う動作検証（受入れテスト）について、開始前にテスト項目、実施手順等を提示し、説明を行うこと。
- (6) 受入れテストで不具合と考えられる事象が発生した場合には、原因の特定・切り分け・対処のための速やかな情報提供を行うとともに、不具合等への対応を行うこと。
- (7) 受入れテスト実施環境は、静岡県が用意する仮想サーバを想定している。
- (8) テスト結果をテスト結果報告書としてとりまとめ、提出すること。

#### 6 導入

- (1) 本システムを静岡県情報処理基盤上に導入する前に、導入に係る作業内容及びスケジュール等を静岡県に報告し、電子県庁課の承認を得ること。
- (2) 電子県庁課から提示される各種設定情報に従い、システムを導入すること。
- (3) システムを導入する環境にウイルス対策ソフトを導入すること。使用するソフトウェアは、電子県庁課が提供するソフトウェアを用いること。

## 第8章 教育・研修要件

### 1 研修に係る基本方針

各システム毎のオペレーションについて、業務管理者向け運用手順書、システム利用者向け手引書を作成し、研修を実施すること。

### 2 研修環境の構築

利用者向けの研修は、オンライン研修環境を構築し、実施すること。なお、研修環境は開発環境を使用してもよいが、開発・テスト作業に影響しないよう留意すること。

### 3 手引書の作成

(1) 以下の手引書を作成すること。

- ・運用手順書（業務管理者向け）
- ・システム手引書（利用者向け）

(2) 手引書は、運用開始後に修正が行われた場合に手引書の内容が更新できるよう、編集可能な形式で納品すること。

### 4 研修

(1) 研修は、原則集合研修とする。

(2) 研修は、システム仮稼働前までに実施すること。実施回数は以下を想定しているが、詳細は県と協議して決定すること。

- ・利用者向け研修（本庁担当）各1回（対象業務：指定難病及び特定疾患、小児慢性）
- ・利用者向け研修（出先担当）各1回（対象業務：指定難病及び特定疾患、小児慢性）

### 5 システム管理者への業務説明

システム管理者に対し、業務管理者向け運用手順書等に基づき、管理者用機能やシステム運用手順の説明を行うこと。

## 第9章 保守要件

### 1 稼働開始時の立ち会い

本番稼働開始の立ち会いを行い、不具合等が発生した場合は迅速に対応すること。

### 2 業務委託期間中の運用支援

(1) システム利用等に係る問い合わせ対応を行うこと。電話での対応時間は、基本的に平日9:00～17:00、メールでの対応時間は随時とする。

(2) 本調達で導入したソフトウェア等に関するバージョンアップ情報等を取得し、必要なものについて、静岡県と協議の上、適用すること。

(3) 運用支援の過程で、ドキュメントの修正が必要となった場合には、対象のドキュメントを修正し、履歴を管理した上で最新の状態に維持すること。

### 3 委託期間終了後の保守

委託期間終了後の保守については、受託者と別途契約を締結する予定である。

## 第10章 サービスレベル要件

### 1 サービス時間

- (1) 本システムのオンライン稼働時間は、繁忙期において8:00～22:00に対応できること。
- (2) 定期保守が必要な場合は、実施の2週間以上前に静岡県に連絡し、承認を得てから実施すること。

### 2 サービス稼働率

サービス稼働率は99.9%以上とする。

## 第11章 その他一般事項

### 1 関係法令等

受託者は、次に掲げる関係法令、規則等を遵守し、本業務を実施するものとする。

- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ・特定医療費支給認定実施要綱（平成26年12月3日健発1203第1号厚生労働省健康局長通知）
- ・特定疾患治療研究事業実施要綱（令和6年12月3日静岡県告示第739号の3）
- ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（令和6年12月3日静岡県告示第739号の4）
- ・静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱（令和6年12月3日静岡県告示第739号の2）
- ・静岡県高度情報化推進規程（平成7年訓令乙第4号）
- ・静岡県情報セキュリティ基本方針

### 2 その他

この仕様書に定める事項に変更が生じたとき、又は定めのない事項については、静岡県と協議の上、処理するものとする。

別紙1 現行システム機能体系  
 <指定難病医療受給者管理システム>

処理	画面
申請登録	新規申請登録
	新規申請登録（転入者）
	受給者証追加申請
	登録者証追加申請
	更新申請登録
	更新申請登録（既受給者）
	再交付申請登録
	高額かつ長期への切り替え申請登録
	人工呼吸器等装着者への切り替え申請登録
	重症への切り替え申請登録
	更新申請＋高額長期切替申請登録
	更新申請＋人工呼吸器切替申請登録
	更新申請（既受給者）＋人工呼吸器切替申請登録
	負担上限月額変更申請登録
	指定医療機関変更申請登録
	照会情報取り込み後入力再開
決裁処理	決裁前回覧用受給者証発行
	決裁
	決裁（回覧用データ使用）
	受給者証・管理票発行
	保留・不承認通知書発行
	失効・資格喪失
	更新前情報受給者証発行
	登録者証決裁
	登録者証発行
	登録者証失効
	指定医療機関指定通知書発行
	指定医指定通知書発行
記載事項変更処理	記載事項変更届住基ネット依頼登録
	記載事項変更届登録
照会（検索）	受給者台帳検索
	指定医台帳検索
データ抽出処理	データ抽出
	国システム連携ファイル抽出
台帳修正	受給者台帳修正
	決裁内容修正
	指定医台帳修正
	指定医療機関番号一括変換
	支払データ取り込み
マスタ管理	指定医療機関・薬局・訪看ステマスタ設定
	疾患番号マスタ設定
	階層区分コードマスタ設定
	負担上限月額マスタ設定
	保険者マスタ設定
	各コードマスタ設定
照会情報確認	住基ネット照会用データ確認
	一括照会操作
	番号制度宛名情報参照

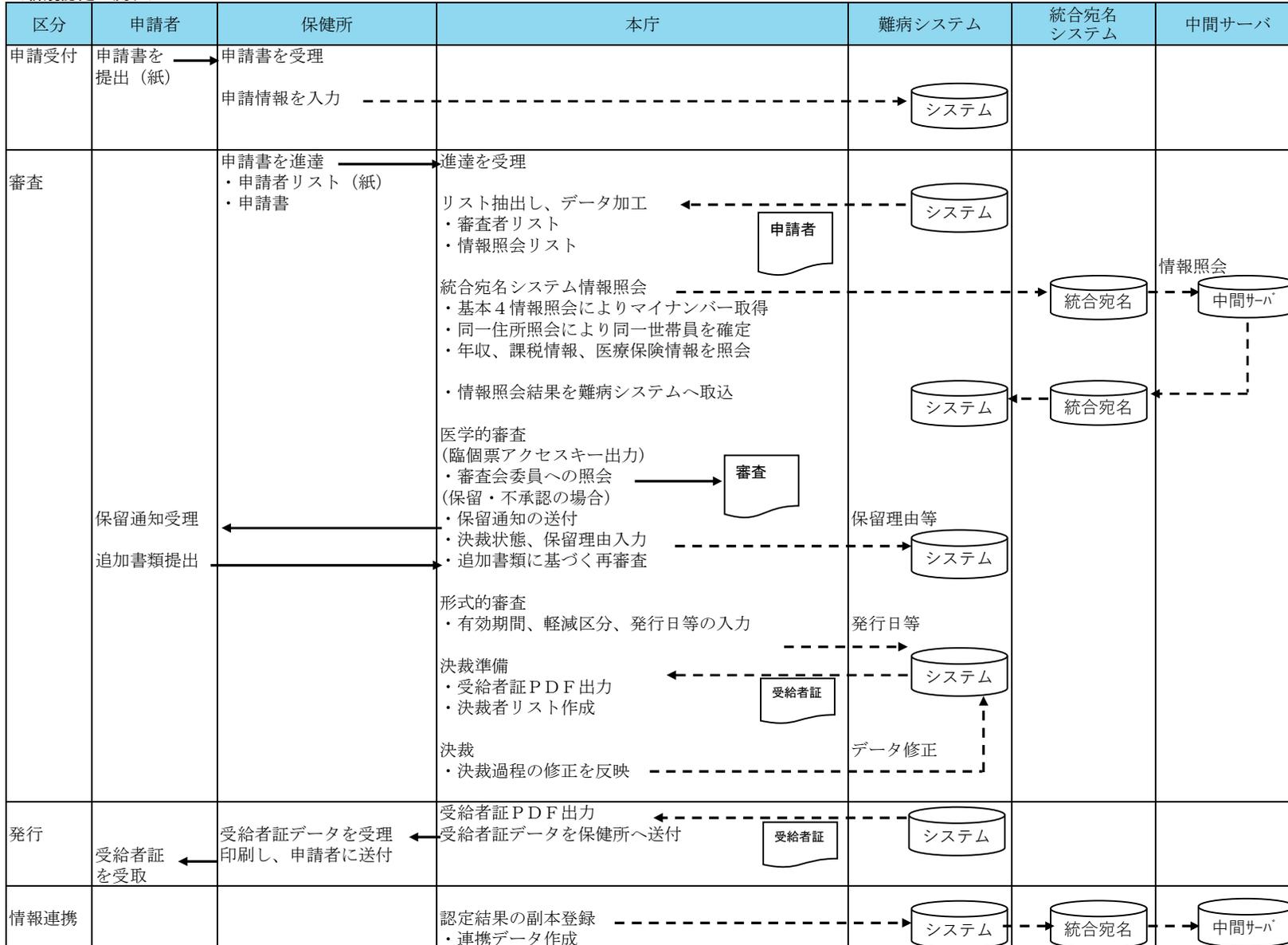
別紙1 現行システム機能体系  
 <特定疾患患者台帳管理システム>

処理	画面
申請登録(特定疾患)	新規申請登録
	新規申請登録(軽快者)
	新規申請登録(転入者)
	更新申請登録
	再交付申請登録
	重症への切り替え申請登録
	再交付+更新申請登録
申請登録(血液凝固等)	新規申請登録
	新規申請登録(軽快者)
	新規申請登録(転入者)
	更新申請登録
	再交付申請登録
	再交付+更新申請登録
決裁・受給者証発行処理	調査解析システムデータ作成
	決裁
	受給者証等発行
	失効・資格喪失
記載事項変更処理	記載事項変更
照会(検索)	受給者一覧表示
データ抽出処理	データ抽出
台帳修正	受給者台帳修正
	決裁内容修正
マスタ管理	契約医療機関コード設定
	疾患コード設定
	申請届出種別コード設定
	役職コード設定
	主保険者種別コード設定
	併用保険者種別コード設定
	一般重症度区分コード表
	自己負担限度額マスタ設定
	保険者マスタ設定

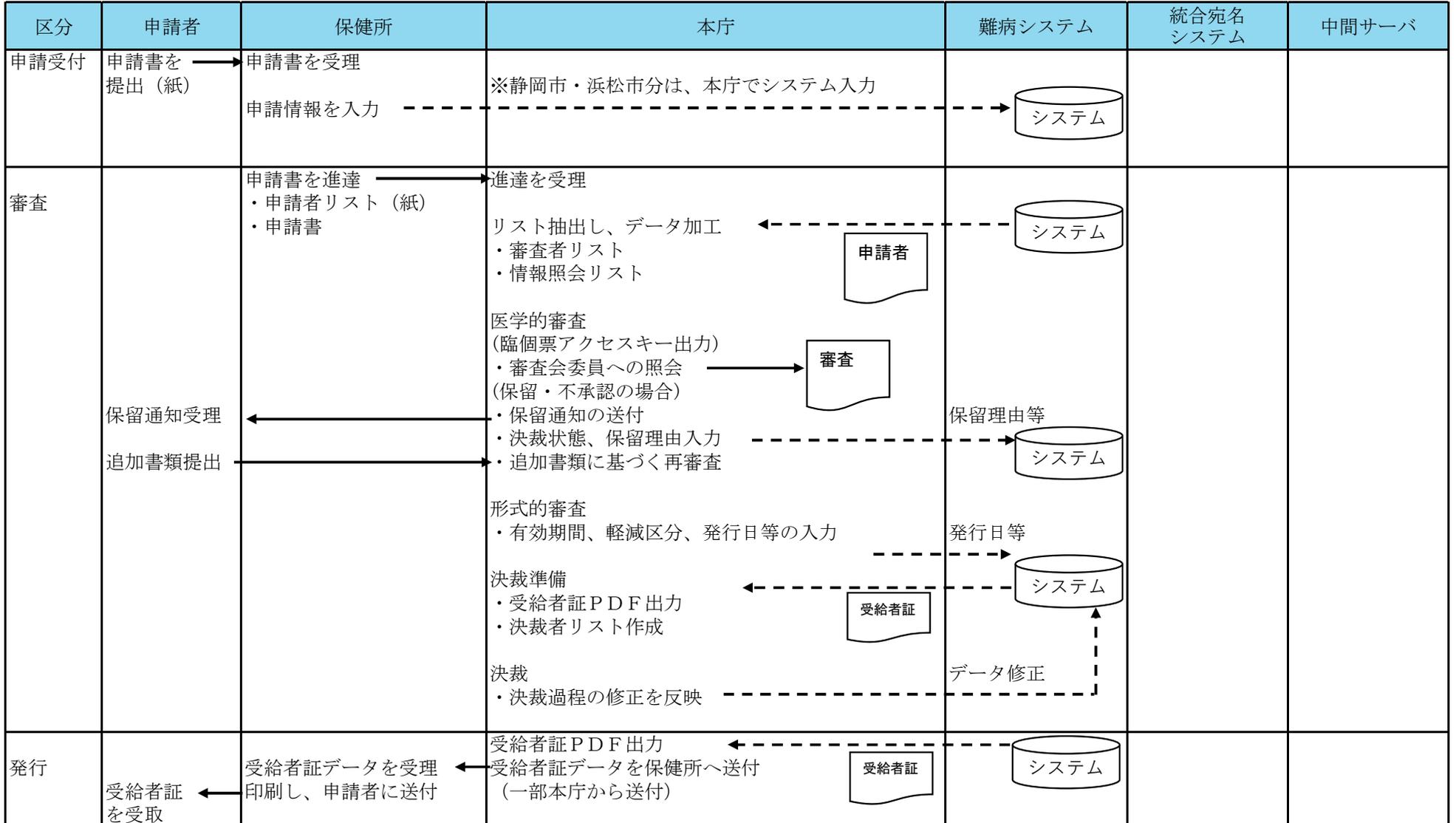
別紙1 現行システム機能体系  
 <小児慢性特定疾病受給者管理システム

処理	画面
申請・届出登録	新規
	再開
	継続
	再交付
	記載事項変更
	異動
	所得区分変更
	軽減区分変更
	照会情報取り込み後入力再開
決裁処理	決裁入力
	医療受給者証出力
	自己負担上限額票出力
	医療機関別承認者一覧
	保健所別承認者一覧
	宛名ラベル
各種帳票出力	医療受給者証再出力
	自己負担上限額票再出力
	医療機関別承認者一覧
	保健所別承認者一覧
	宛名ラベル再出力
照会（検索）	照会（検索）（新制度）
	照会（検索）（旧制度）
データ抽出処理	データ抽出処理（新制度）
	データ抽出処理（旧制度）
台帳修正	台帳修正（新制度）
	台帳修正（旧制度）
マスタ管理	疾病マスタ管理
	階層区分マスタ管理
	コードマスタ設定
	病院・診療所マスタ設定
	薬局マスタ管理
	訪問看護マスタ管理
	自己負担限度額マスタ管理
	保健所マスタ管理
	保険者マスタ管理
特別処理	移管データ登録（新規）
	移管データ登録（継続）
照会情報確認	保険者マスタ管理
	住基ネット照会用データ確認
	照会情報取り込み・参照

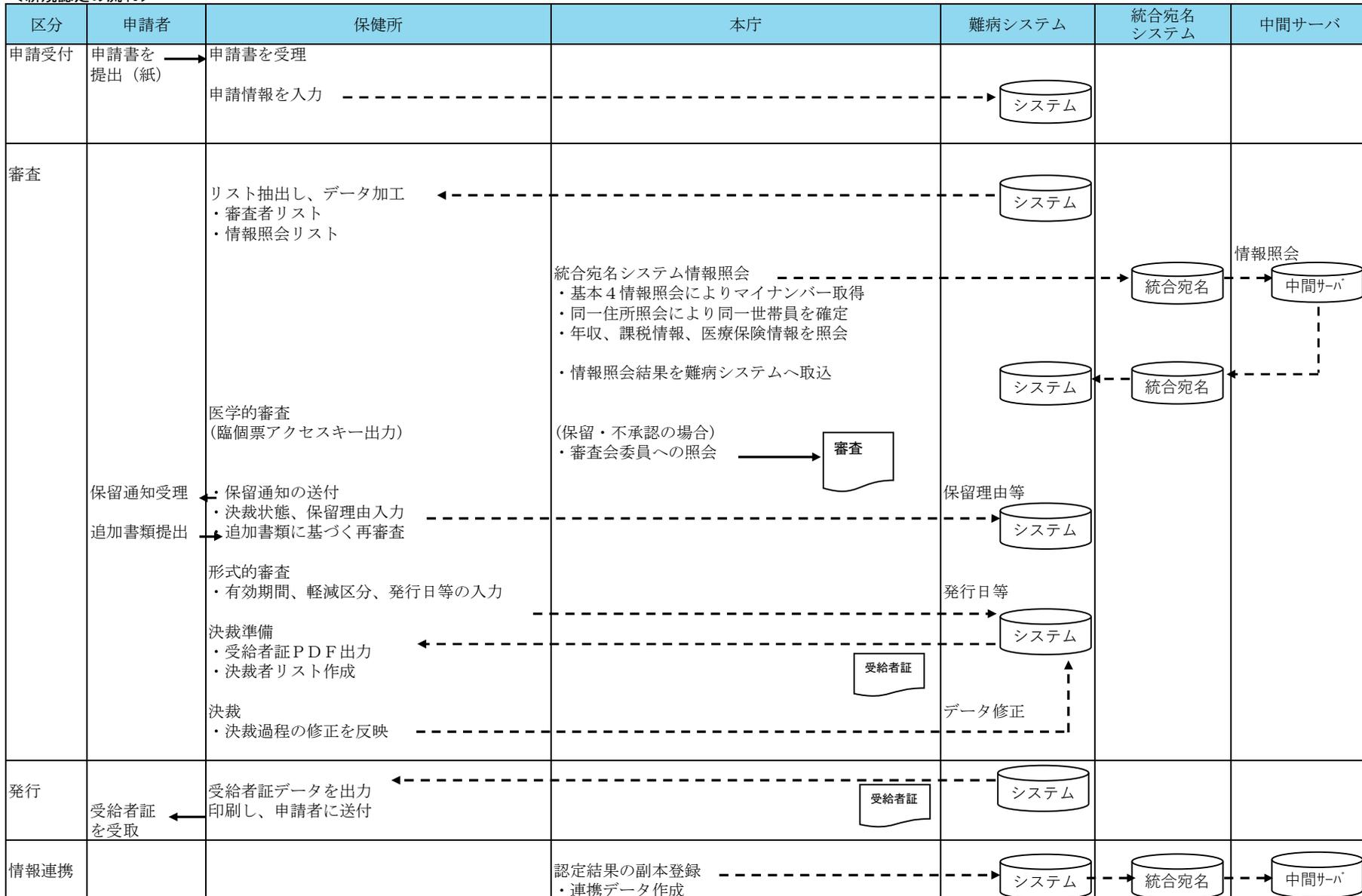
**指定難病医療受給者管理**  
 <新規認定の流れ>



**特定疾患医療受給者管理**  
**<新規認定の流れ>**



小児慢性特定疾病受給者管理  
 <新規認定の流れ>



### 別紙 3

提案競技実施要領別添「機密保持誓約書」の提出後、提供します。



No.	帳票名	種類	説明	(参考) 抽出条件											レイアウト 参考			
				保健所	疾患番号	疾患名	受給者氏名	受給者番号	決裁年月日	受理年月日	申請種別	医療機関名	施設区分	有効期間		決裁状態	その他抽出条件	
	< 特定疾患医療受給者台帳管理 >																	
3-01	受給者台帳	CSV	受給者の申請情報、疾患情報、医療情報等の基本的なデータ	○	○	○												2-01に準ずる
3-02	申請届出履歴	CSV	受給者の申請情報、疾患情報、医療情報等の基本的なデータの履歴情報	○	○	○												2-02に準ずる
3-03	決裁待ち申請者一覧	CSV	決裁前の申請者の申請情報、疾患情報、医療情報等の基本的なデータ	○	○	○											進達回	2-03に準ずる
3-04	適用区分変更一覧	CSV	適用区分を変更した受給者情報を、期間を指定して抽出	○														2-04に準ずる
3-05	宛名ラベル用データ	CSV	受給者の氏名・住所、送付先宛名・住所、送付先特記事項を抽出したデータ	○	○	○											別送指定の有無	2-05に準ずる
3-06	所得区分照会連絡票	CSV	所得区分の保険者照会が必要な受給者情報を、期間を指定して抽出	○														2-06に準ずる
3-07	契約医療機関一覧	CSV	契約医療機関の一覧	○														
3-08	医療費支払状況一覧	CSV	受給者の医療費情報を期間を指定して抽出	○													診療年月、支払年月	2-09に準ずる
3-09	受給者証	PDF	更新前、決裁中、決裁後の受給者証の印刷用PDFデータを出力する															
3-10	住民票等情報	PDF	情報連携により取得した住民情報・課税情報・医療保険情報を表示した帳票	○													進達回	2-17に準ずる
3-11	衛生行政報告例（第54の2）	CSV	疾患別・年齢区分別・受給者証所持者数の一覧														年度別	
3-12	疾患別医療費公費負担	CSV	疾患別の受給者数・医療費総額・公費負担額														年度別	2-23に準ずる

No.	帳票名	種類	説明	(参考) 抽出条件											レイアウト参考		
				保健所	疾患番号	疾患名	受給者氏名	受給者番号	決裁年月日	受理年月日	申請種別	医療機関名	施設区分	有効期間		決裁状態	その他抽出条件
<b>&lt;小児慢性特定疾病受給者台帳管理&gt;</b>																	
4-01	受給者台帳	CSV	受給者の申請情報、疾患情報、医療情報等の基本的なデータ	○	○	○											2-01に準ずる
4-02	申請届出履歴	CSV	受給者の申請情報、疾患情報、医療情報等の基本的なデータの履歴情報	○	○	○											2-02に準ずる
4-03	決裁待ち申請者一覧	CSV	決裁前の申請者の申請情報、疾患情報、医療情報等の基本的なデータ	○	○	○									○	進達回	2-03に準ずる
4-04	摘要区分変更一覧	CSV	摘要区分を変更した受給者情報を、期間を指定して抽出	○													2-04に準ずる
4-05	宛名ラベル用データ	CSV	受給者の氏名・住所、送付先宛名・住所、送付先特記事項を抽出したデータ	○	○	○										別送指定の有無	2-05に準ずる
4-06	所得区分照会連絡票	CSV	所得区分の保険者照会が必要な受給者情報を、期間を指定して抽出	○													2-06に準ずる
4-07	指定医療機関一覧	CSV	指定医療機関の一覧	○								○	○	○			2-07に準ずる
4-08	指定医一覧	CSV	指定医一覧	○									○	○			2-08に準ずる
4-09	医療費支払状況一覧	CSV	受給者の医療費情報を期間を指定して抽出	○												診療年月、支払年月	2-09に準ずる
4-10	登録者証一覧	CSV	登録者証の所持者の情報の基本的なデータ	○											○	○	2-10に準ずる
4-11	受給者証	PDF	更新前、決裁中、決裁後の受給者証の印刷用PDFデータを出力する														
4-12	登録者証	PDF	登録者証の印刷用PDFデータを出力する	○			○	○	○								
4-13	指定医療機関指定通知	PDF	指定医療機関の指定通知書														
4-14	指定医指定通知	PDF	指定医の指定通知書														
4-15	一括照会用依頼データ	CSV	統合宛名システムへの宛名情報照会用データ	○			○	○							○	進達回	2-15に準ずる
4-16	情報提供依頼データ	CSV	統合宛名システムへの住民票等情報照会用データ	○			○	○							○	進達回	2-16に準ずる
4-17	住民票等情報	PDF	情報連携により取得した住民情報・課税情報・医療保険情報を表示した帳票	○			○	○							○	進達回	2-17に準ずる
4-18	災害時要援護者リスト	CSV	災害時要援護者登録がある者の一覧（受給者番号、氏名、疾患名、連絡先等）	○													2-18に準ずる
4-19	衛生行政報告例（第58）	CSV	疾患別・年齢区分別・受給者証所持者数の一覧													年度別	
4-20	衛生行政報告例（第59）	CSV	医療費区分（入院/入院外/調剤/訪問看護/介護）別の医療費データの件数、金額													年度別	
4-21	衛生行政報告例（第60）	CSV	所得区分別、軽減区分別の支給認定件数													年度別	
4-22	疾患別医療費公費負担額	CSV	疾患別の受給者数・医療費総額・公費負担額													年度別	2-23に準ずる

## 別紙5 静岡県情報処理基盤仕様

静岡県情報処理基盤の仕様及び、同基盤上で稼働する各システムに対して提供可能なサービスメニューについての概説を示す。

### 1 仮想サーバの作成

#### (1) リソース設定

CPU	原則1～2コア。それより多くの割当てを希望する場合、基盤管理者と協議すること
メモリ	必要量を設計し申請すること。
HDD	必要量を設計し申請すること。原則Thinとする。DB等例外としてThickも可能とする。
ネットワーク	必要な数のNICを設定すること。NICの種別は、基盤の推奨設定に合わせる。

#### (2) 基盤上の仮想サーバに対して無償提供可能なライセンス

OS	WindowsServer2019 DataCenterEdition ※Windows Server 2012、2012R2、2016、2019が利用可能 ※OSのサポート（問い合わせ）も可能。
セキュリティ対策	TrendMicro DeepSecurity 12 ※Linux系サーバへのウイルス対策はエージェントのインストールが必要。 ※ウイルススキャンの除外設定も可能である。

#### (3) 仮想サーバの作成方法

新規作成	申請されたパラメータシートに基づき、基盤運用者が仮想サーバを払い出す。 OSのインストールから業務システム担当者が実施する必要がある場合、インストールメディア等は業務システム側で準備する。（Linux系OS等）
テンプレートからのデプロイ	基盤が用意しているテンプレートから仮想サーバを作成する。OSがインストールされた状態で提供される。 デプロイ時にIPアドレスやホスト名が明らかであれば、デプロイの作業の一環として設定することは可能である。 基盤運用者は、仮想サーバにログインして作業することは原則として実施しないため、HDDの拡張作業は業務システム担当者がOS側で実施する必要がある。 基盤の保有するテンプレートは以下のとおり Windows Server 2019 Standard Edition Windows Server 2016 Standard Edition Windows Server 2012R2 Standard Edition Windows Server 2012 Standard テンプレートは、毎年4月末にWindowsUpdateを実施するため、5月以降の払い出しに関しては、4月までのパッチが適用された状態で提供される。

## 2 仮想サーバの運用

### (1) バックアップ・リストア

種類	バックアップ			リストア		特徴
	時間	方法	対象	時間	方法	
仮想基盤系バックアップ	5:00-7:00	自動	データストア単位 (VMスナップショット)	開庁時間	基盤管理者に申請	直近3日分を保管。リストアは、仮想サーバ丸ごと(上書or別途)かファイル単位を選択可。
仮想基盤系バックアップ (個別)	5:00-7:00 を除く時間	業務システムからの起動 要求	データストア単位 (VMスナップショット)	開庁時間	基盤管理者に申請	直近3日分を保管。リストアは、仮想サーバ丸ごと(上書or別途)かファイル単位を選択可。
仮想基盤系オンライン バックアップ	12:30-18:30	自動	データストア単位 (VMスナップショット)	開庁時間	基盤管理者に申請	直近3日分を保管。ファイル単位リストア用のバックアップ。
OracleDB基盤系 バックアップ	5:00-7:00	自動	仮想サーバー単位 (everRunスナップ ショット)	開庁時間	基盤管理者に申請	直近3日分を保管。リストアは、仮想サーバ丸ごと 上書。 注:ファイル単位は、仮想サーバー側(業務シス テム側)でWindows Backup設定、Backup先は基盤 が提供する。

### (2) 業務システム担当者 操作可能メニュー

種類	時間	方法	特徴
電源ON	随時	①vSphere Client ②vSphere PowerCLI	仮想サーバの電源ON。
電源OFF (OSシャットダウン)	随時	①仮想サーバのOS上で シャットダウン ②vSphere Client ③vSphere PowerCLI	仮想サーバの電源OFF。
電源OFF (VMToolsスクリプト)	随時	①vSphere Client ②vSphere PowerCLI	仮想サーバの電源OFF。VMWareToolsに登録されたシャットダウンスクリプトに従いシャットダウン。
強制電源OFF	随時	①vSphere Client ②vSphere PowerCLI	仮想サーバの電源OFF。いきなり電源が切れたのと同様の状態となる。ダーティシャットダウン。
リモートデスクトップ SSH接続	随時	各種ツールを利用	仮想サーバの通常の操作方法。 接続の可否は、仮想サーバ側で実施すること。
コンソール	随時	vSphere Client	仮想サーバのOSが障害を受けても接続可能、仮想サーバの障害時に利用。
スナップショット	随時	vSphere Client	仮想サーバのスナップショットを作成・削除、またはスナップショットからのリストアを行う。メンテナンス実施前など、システムの切り戻しが想定される場合に利用。 基盤の性能低下を避けるため、保存期間は原則2週間とする。
メディアのマウント	随時	vSphere Client	仮想サーバにCD/DVDメディアをマウントする。原則USBメモリのマウントは不可。 使用後はマウントを解除しないと基盤バックアップに失敗するため注意すること。
スケジュールタスクの設定	開庁時間	vSphere Client	vSphere Clientより仮想サーバに実行するタスクを設定可能。以下の項目のスケジュールを自由に設定可能。 ○仮想マシンのパワー状態の変更 ・パワーオン ・パワーオフ(強制終了) ・シャットダウン ・サスペンド ・リセット(強制終了→パワーオン) ○仮想マシンのスナップショットの作成

※vSphere Clientは、県庁内の特定箇所(業務用管理端末)で利用可能。

## 別紙6 クライアント端末仕様

### 1 前提条件

- ・本システムの利用にあたっては、SDO端末、専用端末の2種類の利用を想定している。
- ・主に会計年度任用職員が使用する専用端末は、マイナンバー系ネットワークから本システムに接続する。
- ・会計年度任用職員以外の正職員が使用するSDO端末は、LGWAN系ネットワークから、画面転送仮想環境を通じて本システムを閲覧・操作する予定である。この画面転送方式については別途構築を予定しているため、受託者は、画面転送方式の接続確認にあたり、協力すること。

### 2 端末仕様 (※1)

項目	仕様	備考
CPU	インテル Core i5 1.60GHz (最大 4.20GHz) 4コア/8スレッド	
メモリ	8GB	
画面サイズ	13.3型	
画面解像度※2	最大 1,920×1,080 ドット 設定 1,366×768 ドット	
ストレージ	SSD (暗号化) 容量 256GB	
ネットワーク接続	有線 LAN、無線 LAN、閉域 SIM (当該システムは有線 LAN のみ接続可)	インターネット 接続不可
Web カメラ	内蔵 (マイク内蔵)	
DVD-ROM ドライブ	なし	
バッテリー駆動時間	約 19 時間	
重量	約 1.2kg	
業務データの端末内への保存※3	不可 (専用端末は可)	
搭載OS	Windows10 Enterprise LTSC 2019 (64bit)	
ブラウザ	Microsoft Edge	
オフィス製品※4	Just Government4	専用端末は無し
セキュリティ対策ソフト	TrendMicro Apex One	
その他ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クオリティソフト QND Premium</li> <li>・Adobe Acrobat Reader DC</li> <li>・Oracle Runtime Environment</li> </ul>	

※1 機種が混在しているため、平均的な内容で記載

※2 設定は初期値であり、使用者が変更可能

※3 端末内に業務データを残さない仕組みを採用。業務データは、SDO ネットワーク上のサーバに保存される。

※4 専用端末用オフィス製品は、別途調達を予定している。